

2018年2月9日

各 位

会 社 名 ライオン株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員
濱 逸 夫
(コート番号 4912 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーションセンター部長
藤 澤 靖
(TEL 03-3621-6661)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 27 年 2 月 10 日に開催された取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、同年 3 月 27 日開催の当社定時株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「現行プラン」といいます。）を継続することを決議し、同株主総会において、ご承認をいただきました。

現行プランの有効期間は、平成 30 年 3 月 29 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社は、現行プランが、当社株式等の大規模買付行為が行われた際、買付行為の提案者および当社取締役会からの提案に関して株主の皆さまが当該買付に応じるべきか否かを的確に判断するための必要かつ十分な時間の確保を目的としていること、また、平成 21 年 3 月開催の当社定時株主総会において、株主の皆さまに当社の株式等の大規模買付行為に関する導入・変更・存続および廃止について株主総会の決議事項とする定款変更を承認いただいていることに加え、経済情勢の変化等を踏まえた現行プラン継続の是非を含め多面的に検討を行ってまいりました。

かかる検討の結果、本日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保するとともに、当社取締役会による恣意的な判断の余地をより一層排除し、客観性・適正性をさらに担保すべく現行プランの内容を一部変更し、有効期間を平成 33 年 3 月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで更新した上で継続することを決議しましたので、お知らせいたします。（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）

なお、現行プランからの主な変更点は、以下のとおりとなります。

- ① 大規模買付け等の意向表明後、当社が買付者等に求める情報提供期間の上限を60日に設定する。（後記3. (2) ③）
- ② 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型の一部を削除し、いわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収を含めた五つの類型に対抗措置の発動要件を限定する。（後記3. (2) ⑤ (ii)）
- ③ 非適格者に対しては、当社普通株式の交付は行わず、その対価として金銭等の経済的な利益の交付も行わないことを明確化する。（後記3. (3) 8.）

1. 基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思にもとづいて行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきではないと考えております。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、係る行為の目的等が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 当社の企業理念

当社は、明治 24 年の創業以来、長きにわたり人々の健康と清潔で快適な暮らしに役立つ優良製品の提供を通じ、社会に貢献することを目指してまいりました。製品開発にあたっては、弛まぬ技術革新への挑戦により日本初の食器・野菜専用洗剤による公衆衛生への貢献、歯磨においては日本初となるラミネートチューブの開発、フッ素入り歯磨の発売など常にそれぞれの時代におけるお客様満足の向上を考え、画期的な技術、製品を導入してまいりました。

また、環境保全への取組みは、当社洗剤事業の技術革新の歴史でもありました。日本初の高性能無リン洗剤の開発による河川・湖沼の水質の改善、洗剤成分の主原料を植物由来とする洗剤の開発による CO₂ の排出削減への貢献など事業を通じた環境問題の取組みについて重要な使命と捉え継続的に注力してまいりました。

さらに、『「愛の精神の実践」を経営の基本とし、人々の幸福と生活の向上に寄与する』との社是の下、当社は社会貢献にも積極的に取り組んでまいりました。創業間もない明治 33 年には、慈善券付の歯磨を発売、その売上からの寄付により多くの孤児院が設立されました。そして大正年間には、わが国初となる本格的な口腔衛生啓発活動を開始しております。こうした社会奉仕の理念は、現在も当社に受け継がれ、今日の日々社会貢献活動につながっております。

このような一貫した「企業理念に基づく事業活動」の継続により、現在の当社事業は、歯磨、歯ブラシ、洗濯用洗剤、ハンドソープなどの日用品、解熱鎮痛薬、点眼剤などの一般用医薬品等、生活に欠かすことのできない製品分野にわたり、事業展開エリアもアジア主要各国に広がりました。さまざまな事業分野、そして国々で、当社の主要ブランドは多くのお客様からご愛顧をいただき、当社の企業価値の源泉になっていると考えております。

(2) 企業価値向上に向けた取組み

当社は、経営ビジョン「V i s i o n 2 0 2 0」のもと、中期経営計画「V－1計画(Vision2020 Part - 1)」「V－2計画 (Vision2020 Part - 2)」を推進してまいりました。

この度、外部環境の中長期的な変化を踏まえ、将来に向けた変革を加速させるために2030年に向けた新経営ビジョン「次世代ヘルスケアのリーディングカンパニーへ」を掲げるとともに、その実現に向け2020年までの3ヵ年を期間とする新中期経営計画「L I V E計画 (L I O N Value Evolution Plan)」(ライブ計画)を策定しました。

「L I V E計画」では、「次世代ヘルスケアカンパニーへの進化」をテーマとし、国内・海外において将来を見据えた成長のための取組みや体制整備を進めるとともに、経営効率の向上を更に加速させ収益体質の強化を目指します。

◇ビジョン実現に向けた戦略フレーム

①新価値創造による事業の拡張・進化

様々なテクノロジーやサービスとの新結合により、一人ひとりの「心と身体のヘルスケア」を実現する新しい事業価値を創出します。

②グローバルイゼーションによる海外事業の成長加速

成長するアジア市場を中心に、グローバル化とローカル化の融合を図り、独自の競争優位を創出し、事業規模の拡大と参入エリアの拡張を推進します。

③事業構造改革による経営基盤の強化

環境変化を先取りした経営インフラの整備や事業ポートフォリオの見直し等により、持続的な事業成長を可能とする収益基盤の強化に取り組みます。

④変革に向けたダイナミズムの創出

“多様でオープンな”人材・組織・文化で、グローバル競争に勝ち抜く企業力の醸成を目指します。

ビジョンの実現に向け、上記「L I V E計画」の戦略を着実に実行し、企業価値の向上を目指してまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の透明性を高め監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置付けております。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を目的に平成29年3月に社外取締役を1名増員し、社外取締役3名を含む9名の取締役で取締役会を構成しております。経営の監督と執行の分離を図るため執行役員制を導入しており、取締役会は「経営の意思決定および監督機能」を、執行役員会は「業務執行機能」をそれぞれ担っております。取締役および執行役員の任期はいずれも1年です。当社は監査役会を設置しており、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成しております。監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、内部監査担当者および会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。取締役、監査役、執行役員の選任および報酬等に関する方針については、客観性、透明性を高めるため社外取締役および社外監査役で構成される「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」に取締役会がそれぞれ諮問

し、同委員会の答申を最大限尊重することとしております。また、社会通念上の視点から経営の評価を行うため社外有識者で構成される「アドバイザー・コミッティ」を設置しております。

3. 本プラン（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの目的

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としております。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、企業統治委員会規程（その概要については参考資料1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役の中から当社取締役会により選任された者により構成される「企業統治委員会」の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆さまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時点における企業統治委員会の委員は、社外取締役の山田秀雄、内田和成、白石 隆の3氏および社外監査役の小島 昇、東 英雄の2氏が就任する予定です。（略歴については参考資料2をご参照ください。）

また、平成29年12月31日現在における当社大株主の状況は、参考資料3「当社の大株主の状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

(2) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行いまは行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が 20%超となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が 20%超となる公開買付け

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- (i) 買付者等の概要
 - (イ) 氏名または名称および住所または所在地
 - (ロ) 代表者の役職および氏名
 - (ハ) 会社等の目的および事業の内容
 - (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位 10 名）の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (ヘ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数および意向表明書提出前 60 日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類および数ならびに大規模買付け等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等または重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含み

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同条第 3 項にもとづき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される重要提案行為等をいいます。

ます。)

③ 必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主および投資家の皆さまのご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、意向表明書が当社に届いた日から10営業日⁹以内に、買付者等に対して、当初提出していただくべき情報を記載した情報リスト（以下、「当初情報リスト」といいます。）を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、当初情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、当初情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆さまのご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提供されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（下記④）を行うものとしします。

なお、大規模買付け等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として当初情報リストの一部に含まれるものとしします。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類および金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項にもとづき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

ある場合はその内容および当該第三者の概要

- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付け等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者への対応方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主および投資家の皆さまのご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日または情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大 60 日間

(ii) その他の大規模買付け等の場合には最大 90 日間

ただし、上記(i)、(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主および投資家の皆さまに開示いたします。また、延長の期間は最大 30 日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆さまに開示いたします。また、必要に応じて、買付者等と

の間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主および投資家の皆さまに代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する企業統治委員会の勧告

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として企業統治委員会を設置しております。

企業統治委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものとし、その際、企業統治委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、企業統治委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部の専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、なお、企業統治委員会が当社取締役会に対して以下の(i)から(iii)までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合

企業統治委員会は、買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、基本的に当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告するものとし、

(ii) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

企業統治委員会は、買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合および以下の類型のいずれかに該当すると判断される場合には、取締役会評価期間内において当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

この場合、当社取締役会は、対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の皆さまの意思を確認するために下記⑥に定める手続を行うものとし、

「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(iii) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

企業統治委員会は、上記(i)および(ii)に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑥ 株主意思の確認手続

当社取締役会は、企業統治委員会が上記⑤(ii)に従って対抗措置を発動すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆さまの意思を確認するために、株主総会を開催するものとします。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する株主総会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める企業統治委員会の勧告を最大限尊重し、また上記⑥に従い株主総会を実施した場合にはその決定に従い、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。その際に、上記⑤(iii)に従い企業統治委員会が対抗措置を発動すべきでないとの勧告をした場合には、不発動の決議を行うこととします。

また、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑦の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、企業統治委員会の勧告にもとづきまたは勧告の有無にかかわらず

ず、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑨ 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに定める手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(3) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(2)⑦に記載の決議にもとづき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。

本新株予約権の無償割当ての概要は、下記の「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(2)⑧に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(2)⑧に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

「新株予約権無償割当ての概要」

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)上記(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)上記(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。ただし、非適格者に対しては、当社普通株式の交付は行わず、その対価として金銭等の経済的な利益の交付も行わないこととします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%超である者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%超となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成 33 年 3 月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。(下記 4.(6)参照。)

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で企業統治委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除きます）および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 3.(1)に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされようとする際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益

を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定める手続に従うことなく大規模買付け等を行う場合に企業統治委員会が対抗措置の発動を勧告する場合および企業統治委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置発動の是非について株主の皆さまの意思を直接確認するものです。

また、当社は、本プランを本定時株主総会にお諮りする予定であることを併せて当社取締役会で決議しております。上記3.(4)に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆さまの意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として企業統治委員会を設置しております。

企業統治委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は、必要に応じ企業統治委員会の判断の概要について株主および投資家の皆さまに情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.(2)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(4)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主および投資家の皆さまへの影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆さまに与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プラン継続時に株主の皆さまの有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記3.(2)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆さまにおかれましては、買付者等の動向にご注意ください。なお、株主および投資家の皆さまに影響を及ぼすような買付者等の動向を当社が把握した場合、当社は速やかに情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆さまに与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆さまに対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆さまが保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆さまの有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(2)⑧に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆さまが保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆さまの有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆さまの手續

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまは、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手續をとる場合には、買付者等以外の株

主の皆さまにおかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則にもとづき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

【参考資料 1】

企業統治委員会規程の概要

1. 企業統治委員会は、当社株式大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断、対応の客観性および合理性を確保することを目的として、当社取締役会の決議により、設置される。
2. 企業統治委員会委員は、3名以上とし、当社の社外取締役および社外監査役の中から、当社取締役会の決議にもとづき選任される。
3. 企業統治委員会の委員の任期は、当該取締役および当該監査役の任期とする。
4. 企業統治委員会は、当社取締役会の決議にもとづき、取締役会議長が招集する。企業統治委員会の議長は、各企業統治委員会委員の互選により選定される。
5. 企業統治委員会の決議は、企業統治委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
6. 企業統治委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3) 本プランの変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に企業統治委員会に諮問する事項企業統治委員会は、上記の各号について審議・決議を行うに当たり、買収提案者や買収提案の内容等について情報および資料を十分に収集し、中立公平な観点から慎重に検討を行う。
7. 企業統治委員会は、買収提案者や買収提案の内容等についての情報および資料を収集するに当たり、当社代表取締役等に対し、必要な情報および資料を収集して委員会に報告するよう求めることができる。当社代表取締役等は、できる限り、委員会の情報・資料の収集に協力するよう努めるものとする。
8. 企業統治委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ること等ができる。

【参考資料2】

企業統治委員会委員（就任予定者）の氏名・略歴

山田 秀雄（やまだ ひでお）

昭和59年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成 4年 4月 山田秀雄法律事務所（現 山田・尾崎法律事務所）開設（現在に至る）
平成13年 4月 第二東京弁護士会副会長
平成16年 6月 株式会社サトー（現 サトーホールディングス株式会社）社外取締役
平成18年 3月 当社社外取締役（現在に至る）
平成19年 6月 株式会社ミクニ社外監査役
平成19年 6月 石井食品株式会社社外監査役
平成23年 3月 株式会社西武ライオンズ社外監査役
平成26年 4月 第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長

内田 和成（うちだ かずなり）

昭和60年 1月 ボストンコンサルティンググループ入社
平成12年 6月 同社日本代表
平成18年 4月 早稲田大学商学大学院教授（現在に至る）
平成18年 4月 サントリー株式会社（現 サントリーホールディングス株式会社）社外監査役
平成24年 2月 キューピー株式会社社外監査役
平成24年 6月 ライフネット生命保険会社社外取締役
平成24年 8月 日本E R I株式会社（現 E R Iホールディングス株式会社）社外取締役
平成28年 3月 当社社外取締役（現在に至る）

白石 隆（しらいし たかし）

昭和54年 6月 東京大学教養学部教養学科国際関係論助教授
平成 8年 1月 コーネル大学アジア研究学科・歴史学科教授
平成 8年 7月 京都大学東南アジア研究センター教授
平成17年 4月 政策研究大学院大学教授・副学長
平成19年 5月 日本貿易振興機構アジア経済研究所長（現在に至る）
平成21年 1月 内閣府総合科学技術会議議員
平成23年 4月 政策研究大学院学学長
平成25年 1月 当社経営評価委員会（現 アドバイザリー・コミッティ）委員
平成29年 3月 当社社外取締役（現在に至る）
平成29年 4月 立命館大学特別招聘教授（現在に至る）
平成29年 5月 政策研究大学院大学名誉教授（現在に至る）

小島 昇（こじま のぼる）

昭和56年 5月 税理士登録
昭和57年 3月 公認会計士登録
昭和61年 1月 公認会計士小島昇事務所開設
平成10年 7月 日本公認会計士協会常務理事
平成11年 7月 政府税制調査会法人課税小委員会専門委員
平成13年12月 千代田国際公認会計士共同事務所代表（現在に至る）
平成23年 5月 株式会社ダイエー社外監査役
平成25年12月 千代田税理士法人代表（現在に至る）
平成26年 3月 当社監査役（補欠）

平成27年 3月 当社社外監査役（現在に至る）

東 英雄（ひがし ひでお）

昭和46年 4月 大蔵省（現 財務省）国税庁熊本国税局入庁

平成22年 7月 成田税務署長

平成24年 7月 東京国税局調査第四部長

平成25年 7月 財務省国税庁退官

平成25年 8月 税理士登録

平成25年 8月 東英雄税理士事務所開設（現在に至る）

平成27年 3月 当社社外監査役（現在に至る）

平成27年 6月 広栄化学工業株式会社社外監査役

※当社と上記5氏と間に特別な利害関係はありません。

【参考資料3】

当社の大株主の状況（平成29年12月31日現在）

株主名	持株数 (千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	24,860	8.54
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	16,282	5.59
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,109	3.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,028	3.10
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	8,386	2.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	5,311	1.82
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,000	1.71
J P MORGAN CHASE BANK 380055	4,640	1.59
東京海上日動火災保険株式会社	4,450	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	4,327	1.48

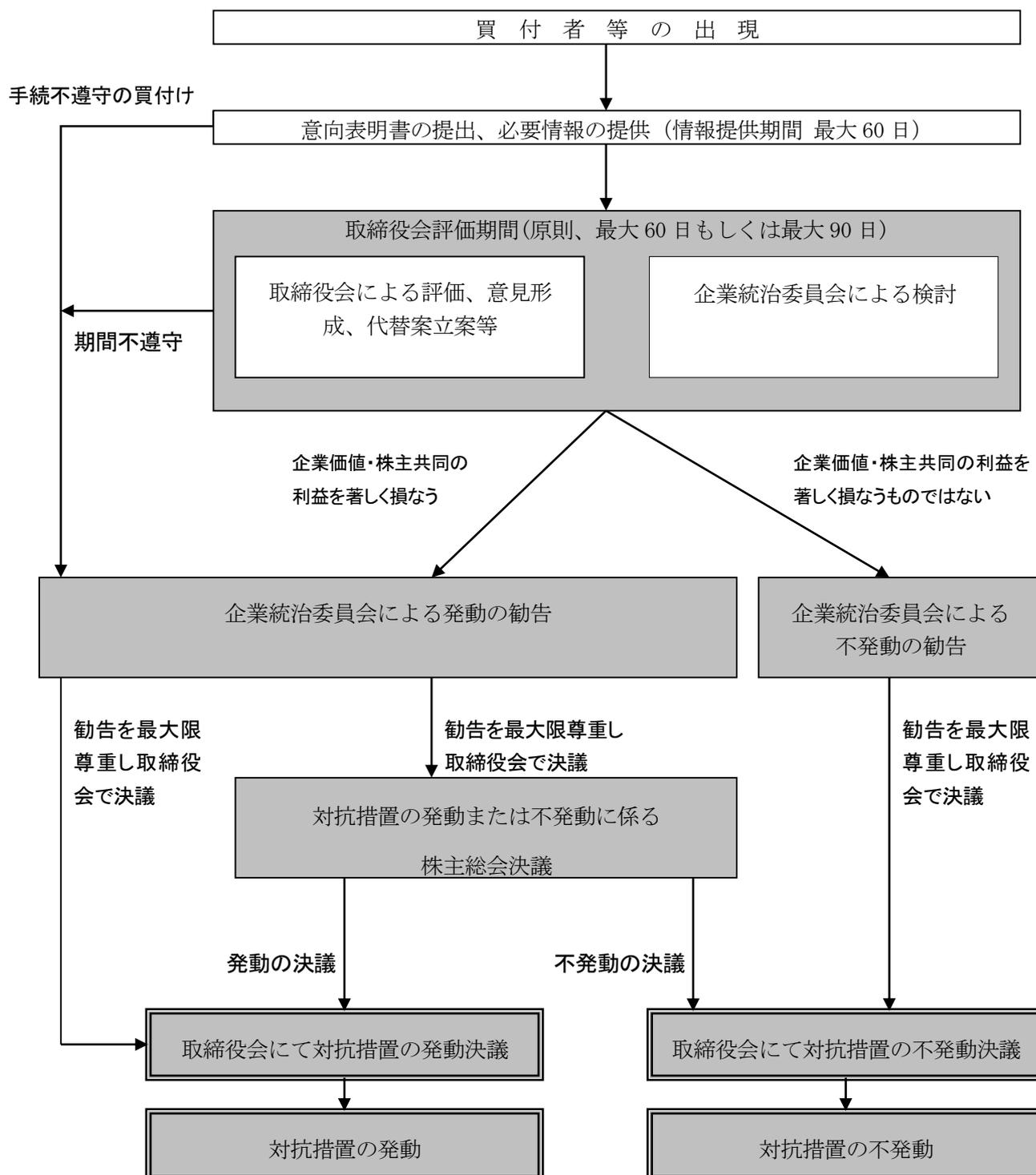
※ 上記のほか、当社が保有しております自己株式8,033,433株があります。

※ 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

※ 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を減じた株式数（291,081,913株）を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

【参考資料4】

本プランの手續に関するフロー図



※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上